

「社会復帰促進等事業に係る平成23年度成果目標の実績評価及び平成24年度成果目標」に関する総括表

○ 23年度実績評価がB評価の事業

24 番号	23 番号	事業名	未達成の指標	23年度目標の未達成理由の分析	理由を踏まえた改善すべき事項等	24年度成果目標
14	15	労災保険相談員設置費 <事業概要> 労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営を目的とし、労働基準監督署等に労災保険相談員等(非常勤職員)を配置する。 (担当:労働基準局労災補償部労災管理課)	23年度目標 【アウトプット指標】 相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。なお、配付するFAQに掲載する相談例は100件以上とする。	実際の相談例を踏まえ、実用性の高い充実したFAQとすることを念頭に作業した結果、年度内に配付することができなかった。	引き続き適切な相談対応を行うとともに、より効果的・効率的な業務の在り方を検討する。	【アウトカム指標】 「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。
			23年度実績 【アウトプット指標】 200件を超える相談例を記載したFAQを作成したが、配布できなかった。			【アウトプット指標】 相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。
18	20	労災特別介護施設設置費 <事業概要> 労災特別介護施設の入居者の安全な生活環境の整備及び円滑な運営を図るため、施設の特別修繕を行う。 (担当:労働基準局労災補償部労災保険業務課)	23年度目標 【アウトプット指標】 労災特別介護施設(愛媛施設)の蓄熱槽及び配管更新工事に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を迅速に実施する。	蓄熱槽等空調設備の故障原因分析、及び対処方法に基づく設計業者の空調設備機器の設計に時間を要したことから、工事の開始が遅れたが、工事を終えた空調設備により入居者の生命・健康の確保に必要な冷暖房を円滑に稼働させることができていることから、一定の目標を達成したと言える。	各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、施設運営を適切にできるよう計画的な予算要求を行う。	【アウトカム指標】 特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。
			23年度実績 【アウトプット指標】 空調設備機器の設計に時間を要したことから、工事の開始が遅れた。			【アウトプット指標】 労災特別介護施設のナースコール更新工事(北海道施設、広島施設)及び昇降浴槽更新工事(広島施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。
33	35	じん肺等対策事業 <事業概要> ①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施すること、②呼吸用保護具の性能を確保すること、③個人サンプラーを用いた濃度測定の有効性の検討をすること、還流式の局所排気装置の有効性及び性能の要件の検討をすること。 (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)	23年度目標 【アウトプット指標】 石綿健康管理手帳の新規交付件数を3,177件以上とする。	アウトプット指標に設定した石綿健康管理手帳の新規交付件数は目標を下回った。これは、これまで行ってきた制度の周知が一定程度行き渡ったためと考えられる。	石綿健康管理手帳の所持者は増加を続けることが見込まれるが、新規交付数自体は減少することが予想されるため、目標の設定方法を見直す必要がある。	【アウトカム指標】 現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。
			23年度実績 【アウトプット指標】 2,505件			【アウトプット指標】 健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成23年度の実施率以上とする。

2 4 番 号	2 3 番 号	事業名	未達成の指標	23年度目標の未達成理由の分析	理由を踏まえた改善すべき事項等	24年度成果目標
3 6	3 9	<p>職場における受動喫煙対策事業</p> <p><事業概要> 職場での受動喫煙防止の取組が遅れていることから、全国の事業場における受動喫煙に対する取組を促進し、受動喫煙による影響から労働者の健康を保護することを目的とし、飲食業、宿泊業等であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)</p>	<p>【アウトプット指標】 (1)47都道府県それぞれにおいて、1回以上、説明会を開催する。 (2)①専門家による電話相談受付を1日当たり5件以上、また事業場からの求めに応じて、実地指導を1か月あたり11件以上行う。 ②デジタル粉じん計及び風速計のそれぞれについて、1か月当たりの貸出し件数を全国で235件以上(47都道府県×5件)以上とする。 (3)助成金について、平成23年度予算(281,625千円)の9割以上の利用がなされるようにする。</p> <p>2 3 年 度 目 標</p> <p>【アウトプット指標】 (1)受動喫煙防止対策に関する説明会を1回以上実施したのは、44都道府県。 (2)①電話相談受付件数は平均1.8件/日(222件/121営業日)、実地指導件数は平均4.8件/月(29件/6か月)。 ②デジタル粉じん計及び風速計の貸出件数は平均13件/月(77件/6か月)。 (3)助成金の利用割合は4.3%(12008千円/281,625千円)。</p> <p>2 3 年 度 実 績</p>	<p>この事業は平成22年12月の労働政策審議会で建議された事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法令改正)への対応として事業者を財政的又は技術的に支援することを目的として開始されたものであるが、現在、法改正の審議中であり、受動喫煙防止措置は事業場の義務となることはなかったことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。</p> <p>加えて、事業開始初年度で、かつ、10月からの開始(事業期間6月)であったが、本事業が主に対象とする中小企業に対して、事業の認知度が十分でなかった点や、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点も関係している。</p> <p>この他、特に受動喫煙防止対策助成金については、対象業種が飲食店、料理店及び旅館業に限られているほか、受動喫煙防止対策に関する費用の確保や計画の策定そのものに時間を要すること、助成率が1/4と低いことなどが、申請が低調に推移した理由と考えられる。</p>	<p>この事業の内容や、受動喫煙防止対策の必要性について、特に中小企業事業主を中心に改めて十分に周知を行うことや、事業場の経営者、安全衛生管理者等に対し、受動喫煙による健康への影響という本質的な点から対策が求められていることについて教育指導を実施することにも注力するとともに、受動喫煙防止対策の強化を望む労働者の意見が多いという実態など、受動喫煙防止に関する周辺情報も併せて提供し、受動喫煙防止対策の推進を図ることが今後の課題と考えられる。また、実地指導を行った事業場からのアンケートの回収を徹底し、事業内容の改善に活用する。</p>	<p>【アウトカム指標】 平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。</p> <p>【アウトプット指標】 (1)各都道府県で1回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)を行う。 (2)①専門家による電話相談受付件数及び実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数をそれぞれ平成23年度実績に対し2割以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成23年度実績に対し5割以上増加させる。</p>
4 7	5 1	<p>建設業等における労働災害防止対策費 (1)墜落・転落災害等防止対策事業(建設業、造船業) (2)東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業)</p> <p><事業概要> (1)①足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援の実施 ②造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等の実施 (2)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となり、安全衛生専門家の活動の拠点となるプラットホームの設置(岩手、宮城、福島) ②復旧工事現場に対する巡回指導の実施 ③安全な作業計画の作成等、安全衛生に関する各種相談、助言の実施 ④建設工事に不慣れな未熟練労働者に対する安全衛生教育を充実させるための支援の実施</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p>	<p>【アウトプット指標】 (1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業における手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う(325現場)。 ③造船業における統括安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(7回) ④造船業におけるリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施する。(6回) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する(1080回)</p> <p>2 3 年 度 目 標</p> <p>【アウトプット指標】 (1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会の実施(62名) ④造船業におけるリスクアセスメント実務者に対する教育研修会の実施(7回)</p> <p>2 3 年 度 実 績</p> <p>(1)②建設業における手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援(208現場) ③造船業における統括安全衛生責任者等に対する教育研修会の実施(6回) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導(1049回)</p>	<p>アウトプット指標の(1)②に関して、現場に対する指導・支援の経験のない団体が受託し、事業の準備に時間を要したため、指導・支援する現場数が指標に達しなかった。</p> <p>アウトプット指標(1)③に関して、ニーズを踏まえて(1)④の目標を上回ってリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施したためである。</p> <p>アウトプット指標(2)に関して、福島県について、放射性物質の影響のため復興工事現場数が少なかったことから、宮城県での巡回指導をその分強化したが、目標にわずかに届かなかった。</p>	<p>建設業における手すり先行工法の普及のための現場に対する指導・支援については、平成23年度の実績に基づき、平成24年度の手すり先行工法の普及のための現場に対する指導・支援の対象数を見直し(325現場から200現場に削減)、予算の削減をしている。また、橋梁補修・塗装工事における「つり足場」からの「墜落・転落」が大幅に増加していることから、新たに橋梁補修・塗装工事における「つり足場」の組立・解体等における安全対策を強化するための事業を実施する。</p>	<p>【アウトカム指標】 (1)①手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ②橋梁補修・塗装工事の元方事業者に対する統括管理研修会実施事業場で、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ③統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場で、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ④リスクアセスメント実務者に対する教育研修会実施事業場で、リスクアセスメント手法の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 (2)建設業への新規参入者に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p> <p>【アウトプット指標】 (1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場) ③橋梁の補修・塗装工事における「つり足場」の組立・解体作業計画の調査・診断を行う。(50現場) ④造船業での統括安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(6回) ⑤造船業でのリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施する。(7回) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1150回)</p>

24 番号	23 番号	事業名	未達成の指標	23年度目標の未達成理由の分析	理由を踏まえた改善すべき事項等	24年度成果目標
566	61	<p>自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等</p> <p><事業概要> 長時間労働の抑制、改善基準告示遵守のための環境整備を行い、事業者自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。</p> <p>(担当:労働基準局監督課・労働条件政策課)</p>	<p>23年度目標</p> <p>【アウトプット指標】 自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問数を2,000事業場以上とする。</p> <p>23年度実績</p> <p>【アウトプット指標】 自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問数はのべ1,616事業場であった。</p>	<p>労働時間等の労務管理が不十分な企業に対して、労働基準法や最低賃金法、改善基準告示等に基づく労務管理等を丁寧に指導・助言したことにより、各事業者に自動車運転者の労働時間等の改善の意義を理解していただけだが、東日本大震災の影響や制度開始初年度であったことにより、自動車運転者時間管理等指導員の活動が目標に達しなかった。</p>	<p>自動車運転者時間管理等指導員の個別訪問が目標に達しなかったものの、98.6%の事業者から、指導員による個別訪問が有益であったとの回答を得たことから、予算額を見直した上で、引き続き、自動車運転者管理等指導員を配置し、労務管理等の指導・助言を実施する。</p>	<p>【アウトカム指標】 ①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。</p> <p>【アウトプット指標】 自動車運転者時間管理等指導員による指導事業場数を1,800事業場以上とする。</p>
572	62	<p>家内労働安全衛生管理費</p> <p><事業概要> ・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・危険有害業務に従事する家内労働者を対象に、職業性疾病の早期発見及び予防に資するため、都道府県労働局が産業医等による健康相談を実施する。</p> <p>(担当:雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課)</p>	<p>23年度目標</p> <p>【アウトプット指標】 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を1,000人以上とする。</p> <p>23年度実績</p> <p>【アウトプット指標】 987名</p>	<p>特定の地域において、訪問指導対象が減少したことから、アウトプット指標は目標件数を下回った。 家内労働安全衛生指導員による訪問指導が適切に行われた結果、アウトカム指標については目標を達成することができた。</p>	<p>管内状況を勘案しつつ、危険有害業務従事者数に応じて、計画的に訪問指導を行うこととする。</p>	<p>【アウトカム指標】 家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>【アウトプット指標】 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を880人以上とする。</p>
638	68	<p>産業医学振興経費</p> <p><事業概要> 産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部計画課)</p>	<p>23年度目標</p> <p>【アウトプット指標】 ①医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。</p> <p>23年度実績</p> <p>【アウトプット指標】 ①合格率23位 ②研修参加者:604人 ③参加者:850名</p>	<p>①:これまでの実績を踏まえた情報収集や、学生の意識改革、学習指導、模擬試験等の実施に積極的に取り組み、成績下位学生に夏季、秋季特別学習を実施したが、結果的に成績下位者が不合格となったことが未達成の要因。 ②:過去のニーズを踏まえたカリキュラム改編等を実施してきており、広く産業医の生涯教育に役立つものにしてきたこと。 ③:大学の他、東京でサテライトオープンキャンパスを実施し、講演内容の充実に努めたこと。</p>	<p>①医師国家試験の合格率については、成績下位者の底上げを図るべく「学習力育成委員会」で、低学年からの学力向上に努めるとともに、成績下位者の早期からの個別指導を強化する。 ②:広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ③:引き続き、公開講座やオープンキャンパスを実施する。</p>	<p>【アウトカム指標】 ①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。 ③産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。</p> <p>【アウトプット指標】 ①医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の受講者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の受講者を780人以上とする。 ④産業医研修事業の受講者を25,000人以上とする。</p>

24 番号	23 番号	事業名	未達成の指標	23年度目標の未達成理由の分析	理由を踏まえた改善すべき事項等	24年度成果目標
66	72	女性就業支援全国展開事業 <事業概要> (1)女性関連施設等支援事業 ・女性健康保持増進支援バックアップ事業 働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及びバックアップセミナーの実施 (2)情報提供事業 ・全国の女性関連施設等に対する事業の周知及びノウハウ・情報等の提供 ・全国の女性関連施設等向け女性就業促進支援プログラムの開発・提供 ・展示の維持・管理・貸出 ・図書資料等の充実・整備及びライブラリーの運営 ・ホームページの作成・更新等の実施 ・全国の女性関連施設等のデータベースの構築 (担当:雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)	【アウトプット指標】 ①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回	女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、相談対応や講師派遣等により知識やノウハウ等を提供する事業を適切に実施したため、高い評価が得られ、セミナーの開催回数の目標を達成できた。一方、「女性就業支援」に関する相談において、「働く女性の健康保持増進」に関する相談ができることについての周知が不十分であったことが相談件数未達成の要因であったと考えられる。	事業初年度であり、広報が行き届いていない部分もあった。引き続き、女性関連施設等に対し、広報を幅広く行い、事業の周知に努める。	【アウトカム指標】 ①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上 【アウトプット指標】 ①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回
68	74	短時間労働者均衡待遇推進事業費 <事業概要> 正社員との均衡を考慮し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の健康管理の推進を図ることを目的とし、パートタイム労働者及び有期契約労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して、都道府県労働局において奨励金を支給する。 (担当:雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)	【アウトプット指標】 奨励金支給件数 180件 【アウトプット指標】 奨励金支給件数 53件	本事業は、中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金を統合して平成23年4月から創設し、周知広報に力を入れたが、企業での制度の普及・浸透に時間がかかったため、アウトプット指標の目標は達成できなかった。	平成24年度のアウトカム指標については、平成23年度実績を踏まえ目標を高くし、奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を90%以上とする。また、平成23年度の支給実績を踏まえて要求額を精査する。	【アウトカム指標】 奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を90%以上とする。 【アウトプット指標】 奨励金支給件数 348件

24 番号	23 番号	事業名	未達成の指標	23年度目標の未達成理由の分析	理由を踏まえた改善すべき事項等	24年度成果目標
75・1	81・1	<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進</p> <p><事業概要> 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的とし、①労働時間等設定改善推進助成金、②職場意識改善助成金を支給している。</p> <p>(担当:労働基準局労働条件政策課)</p>	<p>23年度目標</p> <p>【アウトプット指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数を14件以上とする。 2 職場意識改善助成金の支給件数を386件以上とする。</p>	<p>職場意識改善助成金の支給件数については、当初の計画認定件数に対して、不支給や取下げが多く、支給件数の目標が達成できなかった。</p>	<p>職場意識改善助成金については、支給件数の前提である計画認定申請件数を増加させるように、同助成金のリーフレットを事業主団体等に送付するなど、周知広報に努める。</p>	<p>【アウトカム指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 ③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>2 職場意識改善助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 ③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>【アウトプット指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数を14件以上とする。 2 職場意識改善助成金の支給件数を298件以上とする。</p>